

(メール通知)
30 障第 2037 号
平成 31 年 2 月 6 日

指定障害児通所支援事業所 設置法人代表者 様
(松山市に所在する移譲対象事業所設置法人のみ)

愛媛県保健福祉部
生きがい推進局障がい福祉課長
〔 公 印 省 略 〕

平成 31 年 4 月からの指定障害児通所支援事業者の指定・指導に係る
都道府県から中核市への事務権限の移譲について (通知)

平素から、障がい福祉施策の推進に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
地方自治法施行令及び児童福祉法施行令の一部改正 (予定) により、貴法人が設置する別紙の指定障害児通所支援事業所 (以下、「移譲対象事業所」という。) について、施行日 (平成 31 年 4 月 1 日) 以降、指定・指導に係る事務権限が、本県 (中予地方局) から松山市に移譲されます。

これに伴い、今年度末に、本県と松山市との間で事務移譲手続きを行うことから、平成 31 (2019) 年 3 月～5 月頃にかけて、移譲対象事業所を設置する事業者の方は、提出先や受付期間についての取扱いを、以下の本県ホームページに掲載しているとおりとしますので、ご確認いただき、適切な事務移譲手続きが行えるようご協力をお願いします。

○平成 31 年度松山市への指定障害児通所支援事業者の指定・指導に係る事務移譲について
<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/31kengenizyo/31jitusyoizyo.html>

○平成 31 年 4 月 1 日から松山市へ移譲される事務について
<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/31kengenizyo/index.html>

なお、**児童発達支援センター**について、指定に関する事務は移譲されますが、児童福祉施設の設置認可権限 (児童福祉法第 35 条)、最低基準条例の制定権限 (同法第 45 条) 及び監査指導権限 (同法第 46 条) は、今回の政令改正では中核市に事務移譲されず、引き続き都道府県が事務を行うこととなっておりますので、ご留意ください。

おって、平成 31 年 4 月 1 日より、都道府県から中核市に事務移譲される『業務管理体制の整備に関する届出受理・確認検査』については、後日、移譲対象となる事業者に通知予定ですので、参考までに申し添えます。

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
障がい支援係 菊地
TEL 089-912-2424
FAX 089-931-8187
申請・届出に係るお問合せは、中予地方局地域福祉課
(089-909-8756) または松山市障がい福祉課へお願いします。